

議案第 55 号

大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正  
する条例の制定について

大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を  
次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正  
する条例

(大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和 49 年条例第  
25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「平成 7 年 9 月 12 日健医発 1133 号厚生省保  
健医療局長通知別紙」を「平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省  
保健医療局長通知別紙」に改める。

第 3 条及び第 4 条中「12 歳」を「15 歳」に改める。

第 6 条第 3 項中「第 9 条の 2 第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

(大牟田市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 大牟田市子ども医療費の支給に関する条例（昭和 49 年条例第 24  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ただし書中「（12 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から  
15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）」  
を削る。

第 4 条第 1 項中「（児童のうち 12 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日か  
ら 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、  
重度障害者医療費受給資格認定を受けているもの（以下「重度障害者医療  
費受給資格認定児童」という。）に係る療養にあつては、入院に限る。以  
下同じ。）」を削る。

第 5 条第 1 項中「（重度障害者医療費受給資格認定児童に係る子ども医  
療費を除く。以下この条、次条第 2 項及び第 8 条において同じ。）」を削  
る。

第 7 条中「（重度障害者医療費受給資格認定児童を除く。次条第 3 項及  
び第 10 条において同じ。）」を削る。

第9条を削り、第9条の2を第9条とする。

(大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第10号中「12歳」を「15歳」に改める。

第6条第3項中「第9条の2第2項」を「第9条第2項」に改める。

第8条の2第1項中「12歳」を「15歳」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、付則第3項の規定は、令和2年10月1日から施行する。

(大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける療養に係る重度障害者医療費について適用し、施行日前に受ける療養に係る重度障害者医療費については、なお従前の例による。

3 市長は、施行日前においても、改正後の条例第3条第2項の規定により新たに対象者(同条第1項に規定する対象者をいう。)となる者に係る重度障害者医療費の受給資格の認定及び当該受給資格を認定した者に対する重度障害者医療証の交付をすることができる。

(大牟田市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正後の大牟田市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける療養に係る子ども医療費について適用し、施行日前に受ける療養に係る子ども医療費については、なお従前の例による。

(大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正後の大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける療養に係るひとり親家庭等医療費について適用し、施行日前に受ける療養に係るひとり親家庭等医療費については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に、ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定を受けた者(14歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある児童に限

る。) であって、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けているものに対する改正後の条例第 8 条の 2 の規定の適用については、同条中「当該重度障害者医療費受給資格認定に係る有効期間の開始日」とあるのは、「大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 号）の施行の日」とする。

#### 提案理由

福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、重度障害者のうち中学生に係る重度障害者医療費について拡充を行うに当たり、関係規定その他所要の規定の整備を図るため、関係する 3 条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。